○○生活協同組合　定款

記載例

新旧比較対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| （事業）第３条 この組合は、その行う事業によってその組合員に最大の奉仕をすること、及び第１条の目的を達成するために次の事業を行う。(1)組合員の生活に必要な物資を供給する事業。(2)組合員の健康の保持増進に関する文化厚生事業。(3)組合員及び組合職員の組合事業に関する知識の向上を図る事業。(4)組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業。(5)前各号の事業に付帯する事業。（役員の責任を追及する訴え）第30条　６か月前から組合員であった者は、この組合に対し、法第３１条の８に定めるところにより、役員の責任追及等の訴えの提起を請求することができる。（総代会提出議案及び書類の調査）第64条　監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。２　略附則（施行期日）１　この定款は、令和〇年〇月〇日より施行する。 | （事業）第３条 この組合は、その行う事業によってその組合員に最大の奉仕をすること、及び第１条の目的を達成するために次の事業を行う。(1)組合員の生活に必要な物資を供給する事業。(2)組合員の健康の保持増進に関する文化厚生事業。(3)組合員及び組合職員の組合事業に関する知識の向上を図る事業。（新設）(4)前各号の事業に付帯する事業。（役員の責任を追及する訴え）第30条　６か月前から組合員であった者は、この組合に対し、法第３１条の６に定めるところにより、役員の責任追及等の訴えの提起を請求することができる。（総代会提出議案及び書類の調査）第64条　監事は、理事が総代会に提出しようとする議案及び書類を調査しなければならない。２　略 |

＜作成に当たっての注意・参考事項＞

注１　ここでいう「新」とは、定款変更が認可された後には、定款の文言がこのように変わるということであり、「旧」とは、変更の認可を受ける前、すなわち現行の定款上の文言のことです。

注２　新と旧の位置は、左を新、右を旧とします。

注３　「新」「旧」ともに変更部分に下線を付します。なお、上記の第３条の記載例のように、第４号が新しく追加挿入されたために、旧第４号が文言は変わらずに新第５号になる場合、号番号にのみ下線を付します。

　　　条、項、号などが、挿入（追加）により増え、また削除（抹消）により減ることにより、番号に繰下げや繰上げのズレが発生しますが、これらの番号のズレも全て新旧対照表上に示す必要があります。引用条文も変更する必要が生じるため、注意が必要です。

注４　定款の改正履歴を記載したい場合は、附則の最後に今回の附則を追加し、施行日を入れます。ただし、施行日は空欄のままにしてください。認可後に施行日（認可書が到達した日以降で法人が定めた日付）を定款の附則に入れます。